

民法改正が債権流動化取引に与える影響【第1回】

有木 康訓
Yasunori Arika

PROFILEはこちら

第1 はじめに

2017年5月26日、「民法の一部を改正する法律」(以下「改正民法」といいます。)が国会で可決成立し、同年6月2日に公布されました。改正民法は、一部の規定を除き、2020年4月1日から施行されることとなっています。

債権譲渡に関しては、債権の譲渡を禁止し、又は制限する特約(以下「譲渡制限特約」といいます。)があっても債権譲渡の当事者間では譲渡は有効とすること、将来債権譲渡の効力の明文化、異議をとどめない承諾制度の廃止など、金融実務に大きな影響を与える改正がなされています。近時では、売掛金債権を担保とする方法をはじめとする債権譲渡による資金調達、特に中小企業にとって重要となっており、これまでの不動産担保や保証による資金調達に代わり得るものとして積極的に活用しようとする動きがあるとの指摘があります¹。特に、法的整理手続中の企業へのDIPファイナンスや、私的整理手続中の企業へのプレDIPファイナンスの場面では、売掛金債権を担保に運転資金の融資を行う手法が多く利用されているため、改正民法が債権譲渡担保における債権管理にどのような影響を与えることになるのか、きちんと整理しておく必要があります。

そこで、「融資を行う局面」と「債権回収の局面」の2つの場面(全2回)に分けて、改正民法が債権流動化取引に与える影響を検討してみたいと思います。

第1回目の本稿では、「融資を行う局面」を念頭に置き、【設例】を通じて主な改正内容等をご紹介します。

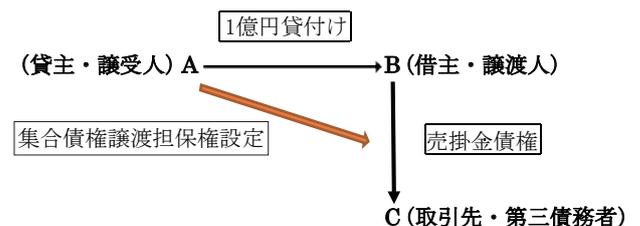
【設例】

Aは、Bに対し、1億円を貸し付けた。

Aは、当該貸付をするに当たり、BがCに対して現に有し、又は将来有することになる売掛金債権を対象として集合譲渡担保権設定契約を締結するとともに、Bに当該売掛金債権の取立・受領権限を付与した。Bは、Cに内容証明郵便で債権譲渡担保権設定通知を行ったが、この担保権の設定についてCの承諾は得られなかった。

BC間の取引基本契約の中には、契約上の地位及び契約に基づく権利義務の譲渡・担保権設定行為等を禁止する条項が規定されており、Aはそのことを知っていた。

Bが借入金の弁済を怠ったため、Aは集合譲渡担保権を実行する旨の通知をした。



1:法制審議会民法(債権関係)部会「民法(債権関係)部会資料74A」3頁(<http://www.moj.go.jp/content/000120401.pdf>)

第2 債権譲渡(債権担保)に関連する民法の改正点

1 譲渡制限特約の効力と集合譲渡担保権設定契約の有効性

現行民法下においては、譲渡制限特約の存在を譲受人が知り、又は重過失により知らなかった場合には、第三債務者の承諾を得ない限り、債権譲渡・担保権設定は無効になるとするのが確立した判例・実務の考え方です。これに対し、改正民法では、譲渡制限特約の存在について譲受人が知り、又は重過失により知らなかった場合でも、有効に債権譲渡・担保権設定を行うことができますようになります(改正民法466条1項)²。

この改正は、債権譲渡(債権担保)による企業の資金調達の可能性を拡充する目的でなされたもので³、改正民法の中でも特に注目すべきポイントの一つとなります。

また、現行民法では、将来債権譲渡の効力を定めた規定はありませんでしたが、改正民法では、将来債権の譲渡の有効性とその効果が法律に明記されます(改正民法466条の6第1項)。

すなわち、【設例】を前提とすると、現行民法下ではCの承諾を得られない限り無効と考えられていた集合譲渡担保権設定契約は改正民法下では有効な契約となり、また、将来債権の部分への担保権設定の有効性については条文の規定で明確となります。

2 第三債務者による抗弁権⁴の主張

(1) 【設例】において、Aは有効に集合譲渡担保権の設定を受けることができますが、担保権を実行した際に何の障害も

なくCから債権回収を行うことができるかという点、そうはなりません。

第三債務者にとって債権譲渡制限特約を付する目的は、主として、見知らぬ第三者が弁済の相手方となるといった事態を防ぐ(=弁済の相手方を固定する)ことにあり、譲渡制限特約に違反して債権が譲渡されたときには、このような第三債務者の期待を保護する必要があります。そこで、改正民法は、譲渡制限特約に違反して債権が譲渡されたとき、第三債務者は、譲渡制限特約の存在について知り、又は重過失により知らなかった譲受人に対し債務の履行を拒むことができ、また、弁済等の債務の消滅に関する事由を主張することができます(改正民法466条3項)⁵。

また、現行民法と同様、第三債務者は、債権譲渡の通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由(弁済、相殺、契約解除等の事由)を譲受人に主張することができます(改正民法468条1項)。

このように、【設例】でAが担保権を実行してCに売掛金の請求をしたとしても、Cから上記のような抗弁権が主張される可能性がありますので、何らかの手当てを検討しておく必要があります。

(2) この点については、Cから、「譲渡債権に関して譲渡人に対して有する抗弁権を放棄し、これを譲受人に対して主張しません」といった内容の抗弁放棄書⁶を取得することで、抗弁権の主張を封じることができます。

現行法下では、第三債務者が債権譲渡について異議をどうめないで承諾をしたとき、第三債務者が債権の譲渡人に主張し得た事由を譲受人に主張することができなくなりますの

2:ただし、預貯金債権については、例外的に現行民法の考え方が維持されています(改正民法466条の5第1項)。

3:現行民法下で譲渡制限特約付債権を有効に譲渡するためには、第三債務者からの承諾が必要です。しかし、これに対しては、力関係において優位にある企業を第三債務者とする場合にはその承諾を得られないことが多いなどの問題点が指摘されていました(前掲「民法(債権関係)部会資料74A」3頁)。

4:「抗弁権」とは、相手からの請求を阻止したり、拒絶したりすることのできる権利のことをいいます。

5:将来債権については、譲渡人が第三債務者に通知をし、又は第三債務者が承諾をした時までに譲渡制限特約が付されているかどうかによって取扱いが異なります。【設例】のように、BがCに通知をした時点で譲渡制限特約が付されているような場合には、Aは将来債権に付された譲渡制限特約を知っていたものとみなされ、Cから改正民法466条3項に基づく抗弁権の対抗を受けることになります(改正民法466条の6第3項)。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士とのアドバイスをお受け頂ければと存じます。

で(現行民法468条1項)、第三債務者から「債権譲渡を異議なく承諾します」という内容の書面を取得することで、抗弁権の主張を封じることができます。しかし、改正民法では、この「異議をとどめない承諾」の制度は廃止されます⁷。そのため、改正民法下で第三債務者からの抗弁権の主張を封じするためには、第三債務者から「異議をとどめない承諾」をもらうだけでは足りず、抗弁権を放棄する意思表示が必要となります。

(3) 現行民法下での「異議をとどめない承諾書」の取得と改正民法下での「抗弁放棄書」の取得とでは、「第三債務者から抗弁権の主張を防ぐ」という効果としては同じです。この点、現行民法下においては、第三債務者が「異議をとどめない承諾書」を提出することは、本来主張し得たはずの抗弁権を失う(放棄する)ことを意味しますので、第三債務者から「異議をとどめない承諾書」を取得するのが困難な場面も多かったかと思います。改正民法下では、第三債務者から、単なる「承諾」を超えた、「抗弁権放棄」の積極的な意思表示を取得する必要がありますので、第三債務者の協力を得ることはより一層困難になってくるものと思われます。

そうすると、改正民法下では、第三債務者からの抗弁権の放棄に過度な期待を抱くことは相当ではなく、債権を担保に融資を行う貸主(譲受人)サイドとしては、担保対象債権に一定の抗弁権が生じうることを前提に担保評価をし、与信管理を行うことが必要となる場面が多くなっていくように思われます。

なお、第三債務者からの抗弁放棄書を取得できる場合／できない場合のいずれであっても、契約書上、譲渡人に「第三債務者から主張される可能性のある抗弁権は存在しない」と

いった表明保証をさせ、その重大な違反があるような場合に貸付金に係る期限の利益を喪失させて担保権の実行をしたり、契約責任を追及したりすることができるような対策はしておくべきといえます。

3 債権譲渡制限特約違反を理由とする契約解除等の可能性

【設例】のように、譲渡制限特約付債権をCの承諾なく譲渡したり、担保に供することは、BC間の契約に違反する行為(=債務不履行)と評価され、Cから取引基本契約を解除されたり、以降の取引が打ち切られたりするといった懸念が生じ得ます。仮に契約解除ができるとなると、CがBの大口の取引先であった場合にはBの事業の継続に支障が生じてしまえずし、また、Aからすると売掛金債権が発生しない結果、担保権の実行が功を奏しないこととなってしまいます。

この問題について、法務省のHP⁸では、①譲渡人・第三債務者間の債権譲渡制限特約の目的が弁済の相手方を固定する(=債権譲渡によって弁済先が変わるのを防止する)ことにあるのであれば、第三債務者には譲受人に対する履行拒絶権(改正民法466条3項)等の保護が与えられている以上、当該債権譲渡は譲渡制限特約の趣旨に反しないとして、契約違反とはならないとする考え方、②債権譲渡がなされても第三債務者にとって特段の不利益がない場合に、取引の打ち切りや契約解除を行うことは、極めて合理性に乏しく、権利濫用に当たり得るとする考え方が提示されています。

この論点については、「譲受人が譲渡人に契約違反を懲罰した結果、譲渡人が取引先を失った場合、譲受人は、譲渡人

6:「現在有し、又は将来発生する一切の抗弁権を放棄する」といった包括的な抗弁権放棄の意思表示については、その効力が認められない可能性があります。放棄対象となる抗弁権については、第三債務者にとって識別・理解可能な程度に特定しておくのが望ましいといえます(青山薫ほか「債権譲渡をめぐる民法改正と債権流動化取引-契約実務への影響を踏まえて-」金融法務事情2014号46頁(2015))。

7:「異議をとどめない承諾」の制度に対しては、単に債権が譲渡されたことを認識した旨の通知をただで、抗弁権を主張できなくなるという効果が生ずるのは第三債務者に予期せぬ不利益を被らせることになる、といった批判がなされており、これが制度廃止に至った大きな理由となります(前掲「民法(債権関係)部会資料74A」11頁)。

8:法務省民事局「民法(債権関係)の改正に関する説明資料-重要な実質改正事項-(<http://www.moj.go.jp/content/001259610.pdf>)

から損害賠償請求を受けるリスクがあるのではないか」といった観点からの分析もなされています⁹。この問題にどう対応するかは、判例理論や実務慣行の形成を待つしかありませんが、「債権を担保とした企業の資金調達の可能性を拡充する」という目的に沿った解釈が確立されることが強く期待される所です。

第3 終わりに

今回の債権譲渡に関する法改正については、上記第2、3で言及した第三債務者に対する債務不履行の懸念等があるため、「譲渡制限特約が資金調達の支障となっているという現状を改善することができないのではないか」といった指摘も一部からなされています。

しかしながら、「第三債務者の承諾を得ない譲渡制限特約付債権の譲渡は無効(＝担保価値としてはゼロ)」であったものが、「第三債務者の承諾を得ない譲渡制限特約付債権の譲渡は有効(＝一定の担保価値を有する)」と整理されたことは、大きな意義があります。特に、資金繰りに窮している会社の再建可能性を模索するような場面では、取引先への売掛金債権等を活用した融資を積極的に検討することが可能となります。

第三債務者の承諾を得ない譲渡制限特約付債権の譲渡・譲受けについて、抵抗感を持つ方も多いかもしれませんが、実績の積み重ねや契約実務への浸透を通じて、譲渡制限特約付債権を利用した融資の活発化が期待される所です。

9:井上聡・松尾博憲編著『practical 金融法務 債権法改正』155頁以下(一般財団法人金融財政事情研究会、2017年)など。